

悪質商法から高齢者を守りましょう

悪質商法による苦情相談件数は年間1万件を超えている状態です。

特に高齢者の、健康やお金、孤独などの不安をねらって、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、貴重な財産を狙っています。

悪質業者から高齢者を守るには、ご家族や周辺の方々の見守りが大切です。周囲で協力し被害を無くしましょう。



悪質業者が高齢者をねらった、主な商品・サービス
電気治療器具
ふとん
工事・建築
新聞
商品一般（商品不明 等）

しまった!と思ったら「クーリングオフ」

クーリングオフは、8日間以内であれば、契約内容により場合によって、契約を解除できる制度です。

困ったときは.....

高齢者被害110番 ☎029 (225) 0002
消費生活センター ☎0296 (24) 9108 へ御相談ください。

消防署からの お知らせ

・茨城西南地方広域市町村圏事務組合の火災予防条例により、平成18年6月1日から新築される住宅には住宅用火災警報器等の設置が義務付けられています。

なお既存住宅についての設置は、平成23年6月1日から義務となります。

・住宅用火災警報器等を設置する場所は、寝室や階段となります。

・設置する警報器の種類は、煙式のものとなります。

・住宅用火災警報器等は、「NS」マークのある商品の購入を推奨します。

・住宅用火災警報器等の購入は、最寄りの防災機器販売業者またはホームセンター等にて取り扱われております。

・悪質な訪問販売等には、十分注意されるようお願いいたします。

詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせください。

お問い合わせ

消防本部予防課 ☎(47) 0129
古河消防署 ☎(47) 0120
下妻消防署

坂東消防署 ☎0296(43)1511
☎0297(35)2129

10月は労働保険適用促進月間です

一人でも雇ったら、必ずはいるもの。それは「労働保険」です。労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労働保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労災保険制度とはこんな制度です。

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っていきます。

雇用保険制度とはこんな制度です。

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するため就職促進給付等を行うものです。

また、失業の予防、雇用構造の改善等労働者の福祉の増進を図るための事業も行っていきます。

労働者を一人でも雇用する事業主は、労働保険の加入が義務付けられています。

パートタイム労働者の方で、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務付けられています。

なお、加入手続きについては、茨城労働局労働保険徴収室（029-224-6213）、最寄りの労働基準監督署、または、ハローワーク（公共職業安定所）へお尋ねください。

休館期間のお知らせ

猿島コミュニティセンター（境町）では、年に一度プール水の入替え・施設内外の点検補修及び清掃を行うため期間中休館することとなりました。

休館期間
10月20日(月)から
25日(土)までの6日間